

北海道農村地域産業導入基本計画の構成

現 行 (平成30年12月策定)	変更素案
<p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業・産業・雇用の状況 ○ 農村地域への産業導入の実態 ○ 今後の農村地域への産業導入の考え方 ○ 基本とする産業の業種 ○ <u>目標年次</u> <p>③ 目標年次の削除</p>	<p>第1 計画策定の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 計画策定の趣旨 2 産業導入の状況 3 産業導入の基本的な方向 4 計画の見直し <p>④ 語句修正等</p>
<p>【義務的記載事項】</p> <p>1 <u>導入すべき産業の業種その他農村地域への産業導入の目標</u></p> <p>(1) 農村地域の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農村地域は法第2条に定める地域とする。 <p>(2) 産業導入の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会との調和、公害防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び地域産業との協調に留意すること。 ○ 環境保全の観点から産業の導入を考慮する地域・地区の設定 ○ 具体の考慮地域・地区は別表1・別表2に掲載 <p>(3) <u>導入すべき産業の業種</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>導入すべき産業の業種は、地域において安定した就業機会が確保され、農業と導入産業の均衡ある発展が図られることが必要。</u> ○ <u>農業用施設で営まれる農業を業種として選定することも含まれる。</u> ○ <u>公害のおそれのない業種又は公害防止設備を完備した企業の導入を図るなど、環境保全に配慮する。</u> ○ <u>具体的に選定した業種を別表3に掲載</u> <p>① 導入すべき産業の業種の削除</p>	<p>第2 設定すべき目標、土地利用調整の方針及び目標達成等に必要な事項</p> <p>1 農村地域への産業導入の目標</p> <p>(1) 農村地域の範囲</p> <p>} 同左</p> <p>(2) 産業導入の基本的な考え方</p> <p>} 同左 ④ 語句修正等</p> <p>(3) <u>導入すべき産業の業種の選定の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>導入すべき産業の業種は、次に基づき、市町村が実施計画で定める。</u> ・ <u>農業者の安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること。</u> ・ <u>地域社会との調和が図られること</u> ・ <u>公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること。</u> ・ <u>地域資源を活用した産業の積極的な導入が促進されるよう配慮すること。</u> ・ <u>農業用施設で営まれる農業を業種として選定することも認められること。</u> <p>② 導入すべき産業の業種の選定の考え方を記載</p>

現 行 (平成30年12月策定)	変更素案
<p>(4) 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種土地利用計画との調整を行うこと。 ○ 過去に造成した工業団地や遊休地を優先的に活用すること。 ○ 具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえること。 <p>(5) 企業の機能分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 導入企業と地場の既存企業との交流の促進 ○ 職場環境及び生活環境の確保 ○ 地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入 <p>2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業従事者（その家族を含む）や地域住民からの労働力を優先的に充て、安定した就業機会の確保を図ること。 ○ 高齢者の就業の円滑化、非正規労働者の安定就業、新規学卒者を始めとする若年層の定着化を図ること ○ U・I・Jターンの移住希望者の移住の促進による人材の地方還流の円滑化に努めること。 <p>3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種計画で示された政策の方向に即し農業構造の改善を進めること。 ○ 農業従事者の地元雇用と担い手への農地の集積・集約化を進めること ○ 農業生産基盤の計画的整備と定住条件の整備を推進すること。 <p>4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設用地の設定に当たり、農用地等との利用調整方針を記載 <ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域外での開発を優先 ・周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること。 ・面積規模が最小限であること。 ・面的整備を実施した農用地を含めないこと。 ・農地中間管理機構関連農地整備事業の取組に支障が生じないこと。 	<p>(4) 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方</p> <p>同左 ④ 語句修正等</p> <p>(5) 企業の機能分担</p> <p>同左</p> <p>2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標</p> <p>同左 ④ 語句修正等</p> <p>3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標</p> <p>同左 ④ 語句修正等</p> <p>4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針</p> <p>同左</p>

現 行 (平成30年12月策定)	変更素案
<p>【任意的記載事項】</p> <p>5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項</p> <p>○ 産業基盤の整備や生活基盤を始めとする定住促進の整備について記載</p> <p>6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業の就業の円滑化に関する事項</p> <p>○ 雇用構造の高度化を推進するための次の施策を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用情報の収集及び提供 ・職業紹介等の充実 ・職業能力開発等の推進 <p>7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項</p> <p>○ 農業構造の改善を図るための次の施策を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成・確保 ・農業生産基盤及び農業施設の整備 <p>8 その他必要な事項</p> <p>産業の導入の円滑な推進を図るための留意事項を記載</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境の保全等 (2) 農村地域の活力の維持増進への配慮 (3) 過疎地域等への配慮 (4) 農業団体等の参画 (5) 関係部局間の十分な連携等 (6) 企業への情報提供等 (7) 遊休地解消に向けた取組 (8) 撤退時のルールについて (9) 実施計画のフォローアップ体制の確保 (10) 地価の安定等への配慮 (11) <u>新たな業種について</u> ← 	<p>5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項</p> <p>} 同左</p> <p>6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業の就業の円滑化に関する事項</p> <p>} 同左</p> <p>7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項</p> <p>} 同左 ④ 語句修正等</p> <p>8 その他必要な事項</p> <p>} 同左 ④ 語句修正等</p> <p>① 導入すべき産業の業種を削除</p>
<p>別表 1</p> <p>○ 環境保全の観点から産業導入を避ける地域・地区を掲載</p> <p>別表 2</p> <p>○ 環境保全の観点から産業導入を極力避ける地域・地区を掲載</p> <p>別表 3</p> <p>○ <u>導入すべき産業の業種を具体的に掲載</u></p> <p>業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、農業</p>	<p>別表 1</p> <p>} 同左 ④ 語句修正等</p> <p>別表 2</p> <p>} 同左 ④ 語句修正等</p> <p>① 導入すべき産業の業種を削除</p>